

NO	質問内容	回答	質問会場
1	今回の改正は、3年に1回点検を実施し、その結果を報告するというものか。	点検頻度に定めはないが、管理義務及び点検義務を申請者に課しているため、点検頻度は申請者の判断による。屋外広告物が良好かつ安全な状態となるよう日頃の管理・点検が必要である。	長崎 佐世保
2	更新許可申請の際は、事前に行政より案内文書が届くが、7月1日以降に更新許可申請を行うものについては、案内文書の中に安全点検報告書の様式の送付もあるのか。	更新満了までに事前案内を行うが、仮に安全点検報告書の送付がなかった場合でも、県のホームページより様式のダウンロード可能であるため、ご利用いただきたい。(長崎県屋外広告物条例改正説明会 資料1 P.22参照)	長崎
3	建築確認を要さないものについては、有資格者による点検でなくてもよいのか。	ご質問のとおり。	長崎
4	これから新規申請を行う広告物で許可期間が1年であった場合、安全点検報告書の取り扱いはどうなるのか。	新規申請では、安全点検報告書の添付は不要である。 なお、H29.7.1以降に許可の更新を申請しようとするときは、安全点検報告書の添付が必要となる。	長崎
5	(上の質問と関連して) 仮に、これから新規で申請するものについて、3年の許可期間を設定すれば、その間は点検不要なのか。	点検結果の報告は更新許可申請時としているが、管理義務及び点検義務を課しているため、屋外広告物が良好かつ安全な状態となるよう、日頃の管理・点検が必要である。	長崎
6	安全点検報告書を提出しない場合、罰則はあるのか。	安全点検報告書を提出しないことによる直接的な罰則はない。 しかし、提出がないと更新許可ができず、許可期間を満了すると、遅滞なく除却しなければならない。除却されない場合は、許可を受けていない違反広告物となるため、その際は、30万円以下の罰金となる場合がある。	長崎
7	(上の質問と関連して) 安全点検報告書を添付しないことをもって撤去命令を出すこともあるか。	許可を受けていない違反広告物となれば、そのようなケースもあり得る。	長崎

8	表示者、設置者、管理者について、具体的にどのような者を指すのか。	屋外広告物の設置や表示の方法は様々であり、自己が所有する建物に表示する場合や広告代理店が有する掲出物件を賃借し、表示する場合など多岐にわたる。例えば、広告代理店が有する掲出物件に病院が屋外広告物を表示する場合は、設置者は広告代理店であり、表示者は病院となるなど契約形態に応じて異なる。 管理者は、設置された屋外広告物の管理を行う者。建築確認を要するものであれば、これまで通り資格を要する。	長崎
9	(上の質問と関連して) 仮に事故が発生した際、誰が責任を負うのか。	管理義務や点検義務は申請者に課しているため、事故の責任は、基本的に申請者が負うべきであると考えますが、実際は、事故内容に応じて司法が判断するものであるため、一概に行政が判断することはできない。	長崎
10	点検の時期は、更新の前、何ヶ月以内というのはあるのか。	点検時期の定めはない。 許可更新は、許可期間が1年以上3年以内であれば、満了の日の1月前、その他のものについては10日前までに申請となっているため、点検日の記載はそれ以前の日付となる。	長崎
11	(上の質問と関連して) 点検方法の定めはあるのか。例えば更新の2年前の点検でもよいのか。	点検方法や点検時期の定めはないが、条例上、管理義務や点検義務を課している。現状で、良好かつ安全な状態であるかどうかを判断し、報告いただきたい。 なお、学識経験者、国土交通省、自治体職員、業界団体から構成される屋外広告物適正化委員会が「オーナーさんのための看板の安全管理ガイドブック」(長崎県屋外広告物条例改正説明会 資料1 P.23)を作成しているため、点検の参考にしていきたい。	長崎 佐世保
12	安全点検報告書の提出先を教えてください。	長崎県屋外広告物条例改正説明会 資料1 P.17を参照いただきたい。 なお、条例では、報告先は知事となっているが、「長崎県の事務処理の特例に関する条例」により、県の権限を一部の市町に権限を移譲しているため、一部の掲出地については、市町長への報告となる。	長崎 佐世保
13	長崎市、佐世保市、大村市、小値賀町に掲出している屋外広告物についても点検が必要なのか。	長崎県屋外広告物条例改正説明会 資料1 P.17を参照いただきたい。 ご質問の4市町は独自条例を定めているため、点検の実施については、同市町に確認いただきたい。	長崎 佐世保